

職員の分限に関する手続及び効果についての条例の 一部を改正する条例案の骨子

1 改正の趣旨

地方公務員法の改正（施行期日：平成28年4月1日）により、人事評価制度が法律上位置付けられ、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされたこと等を踏まえ、職員の降給の事由及び手続を定め、その他所要の整備を行うため、「職員の分限に関する手続及び効果についての条例」を改正するものである。

2 改正の内容

(1) 降給の事由について、次の内容を規定する。

① 降給の種類

降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいい、降任に伴うものを除く。）及び降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）とする。

② 降格の事由

任命権者は、職員が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、当該職員を降格することができる。

- ・ 人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくない状態がなお改善されないとき（その職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる場合に限る。）。
- ・ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかかな場合
- ・ 上記のほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき当該適格性を欠くと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。
- ・ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

③ 降号の事由

任命権者は、職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくない状態がなお改善されないとき（その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合に限る。）は、その意に反して、当該職員を降号することができる。

(2) 降給の手続について、次の内容を規定する。

① 心身の故障に係る事由に該当するものとして職員を降格する場合は、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

② 降給の処分は、その旨を記載した書面を職員に交付して行わなければならない。

(3) 上記(1)及び(2)を新たに規定することに伴い、既存の分限に関する条例（「職員の分限に関する手続及び効果についての条例」及び「職員の休職の事由を定める条例」）を一本化するとともに、題名を「職員の分限に関する条例」に改める。

3 施行期日 平成28年4月1日